

飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金（蓄電システム設置補助事業）
事業計画書

飯田市長

申請者 住所 〒399-2431
飯田市川路 番地
氏名 印
電話番号

次のとおり、脱炭素先行地域づくり事業のうち、蓄電システム設置補助事業を実施するため、飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第6条の規定による交付申請に係る事業計画を提出します。

1 補助金交付申請額 円 捨印欄
設置に要する費用の総額×2／3（千円未満切り捨て）
上限：設置に要する費用が1kWh当たり30万円を超える場合は、
対象設備の蓄電容量（kWh）×30万円×2／3（千円未満端数切捨て）

2 事業計画

事業内容	必要書類（☑を記入）														
・設置場所 飯田市川路 番地 ・設置建物等の種別 （ ☐新築建築物 ☐既存建築物 ☐その他（ ）（該当にレ点を記入） ） ・蓄電池に関する事項 <table><tr><td>メーカー名</td><td></td></tr><tr><td>蓄電池型番</td><td></td></tr><tr><td>パッケージ型番（注1）</td><td></td></tr><tr><td>最大蓄電容量（注2）</td><td>kWh</td></tr><tr><td>設置完了予定年月日</td><td>令和 年 月 日</td></tr><tr><td>設置に要する費用の総額 （一般：税込／事業者：税別）（注3）</td><td>円</td></tr><tr><td>接続先太陽光発電設備に関する事項（注4）</td><td>メーカー名： 最大出力値： kWh 設置年月日： 年 月 日 FIT・FIP認定の有無：</td></tr></table>	メーカー名		蓄電池型番		パッケージ型番（注1）		最大蓄電容量（注2）	kWh	設置完了予定年月日	令和 年 月 日	設置に要する費用の総額 （一般：税込／事業者：税別）（注3）	円	接続先太陽光発電設備に関する事項（注4）	メーカー名： 最大出力値： kWh 設置年月日： 年 月 日 FIT・FIP認定の有無：	☐費用の総額及び内訳がわかる書類 ☐2者以上の見積書（事業着手時点において有効なもの）又は業者選定理由書 ☐パッケージ型番が掲載されたカタログ等の写し ☐蓄電システムのパッケージ型番、台数、当該設備の最大蓄電容量等を明示した設置箇所がわかる平面図 ☐＜接続先太陽光発電設備が系統接続している場合＞接続先の太陽光発電設備について、一般送配電事業者と系統連系していることがわかる書類 ☐＜PPA又はリースに係る設置の場合＞当該設置に係る契約内容及び交付金相当額がサービス料金又はリース料から控除されることが確認できる書類
メーカー名															
蓄電池型番															
パッケージ型番（注1）															
最大蓄電容量（注2）	kWh														
設置完了予定年月日	令和 年 月 日														
設置に要する費用の総額 （一般：税込／事業者：税別）（注3）	円														
接続先太陽光発電設備に関する事項（注4）	メーカー名： 最大出力値： kWh 設置年月日： 年 月 日 FIT・FIP認定の有無：														

注1 環境省の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」に登録されたパッケージ型番を記入してください。対象の設備は、申請日において同事業の対象として登録されているものに限りです。

注2 該当の発電設備に係るメーカー公表値（定格容量）を記入してください。

注3 補助金交付の対象となる経費は、蓄電池本体、電力変換装置（パワーコンディショナー等）、配線及び配線器具その他付属機器並びに設置工事（配線や電気工事等）に要する経費とします。設備設置可否の調査、設備設置のための補強その他蓄電池の設置に直接必要と認められない経費を除きます。

注4 対象となる蓄電池は、太陽光発電設備の発電設備から発電される電力を蓄電されるものとします。なお、接続先の太陽光発電設備において、全量売電を行っている場合は、補助の対象となりません。

3 補助金交付条件への同意

補助金の交付申請に当たっては同要綱第7条第2項の規定により付される次の条件に同意します。

- (1) 対象設備は、未使用品であること。（中古品は対象外とする。）
- (2) 対象設備は、性能の保証、設置サポート等がメーカー等によって確保されていること。
- (3) 対象設備は、各種法令に順守した設備であること。
- (4) 設置した対象設備を飯田市川路地区の区域外に移さないこと。
- (5) 申請者が飯田市税を滞納しないこと。
- (6) 対象設備は、再エネ発電設備と直接接続し、蓄電するものであること。
- (7) 対象設備は、法定耐用年数を経過するまで、この補助金交付の目的に反した使用、売却、譲渡、交換、廃棄、貸し付け又は担保に供しないこと。ただし、災害等の自己の責めに帰さない事由で対象設備を処分する場合等、予め市長の承認を得た場合はこの限りではない。
- (8) 対象設備と接続している太陽光発電設備の法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度等への登録をしないこと。
- (9) 環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等を把握し、求められた際には市にデータ等の提供をすること。
- (10) 対象設備は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。（設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。）
- (11) 関係法令及び条例の規定に従い、対象設備を処分すること。
- (12) 対象設備の導入等に係る費用については、当該対象設備の性能を勘案したうえで、複数の事業者の見積もりを比較検討する等を行い、費用効率性が十分に確保されているものであること。
- (13) その他、国が定める地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に係る要綱、要領その他規程の定めに基づき、適正に事業を実施すること。